

令和 7 年 2 月 17 日
地域文化部文化・生涯学習課

令和 6 年度練馬区指定・登録文化財について

令和 7 年 1 月 16 日付け、練馬区文化財保護審議会答申（別紙 1）に基づき、次の文化財を令和 6 年度新規指定文化財および登録解除とする。

今回の指定・登録解除により指定文化財は 50 件、登録文化財は 219 件となる。

1 文化財を指定することについて

名称	三宝寺山門		
種別	有形文化財	員数	1 棟
所有者	宗教法人 三宝寺（練馬区石神井台一丁目 15 番）		
所在地	練馬区石神井台一丁目 15 番 三宝寺		

2 登録文化財を解除することについて

名称	金乗院山門		
種別	有形文化財	員数	1 棟
所有者	宗教法人 金乗院（練馬区錦二丁目 4 番）		
所在地	練馬区錦二丁目 4 番 金乗院		

令和6年度練馬区指定文化財の概要



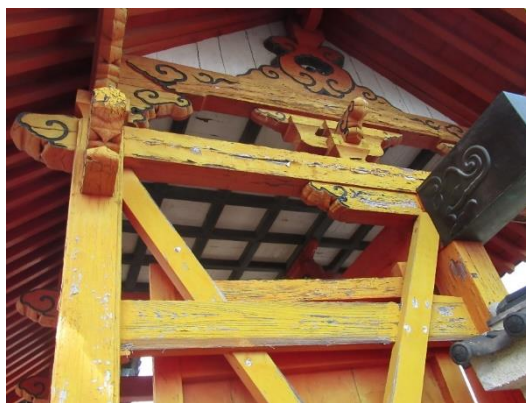
三宝寺山門 1棟 練馬区石神井台一丁目15番 三宝寺

本山門は、木造、屋根は銅板瓦棒葺き、切妻造り、一間一戸、本柱2本に前後4本の袖柱を立てる四脚門で、左右に後補の袖塀をつけている。

『三宝寺誌』に記された棟札の内容から、文政10年(1827)に建築された可能性が高い。江戸時代後期の社寺建築は、素木でありながらも装飾性豊かな彫刻等で全体を覆う傾向があり、本山門も各柱の木鼻の彫刻や虹梁などに、その時代の特徴がみられる。

また、江戸幕府の三代将軍徳川家光が狩猟の際に立ち寄った伝承があることに加え、一般的には使用されなかった檜材を用いていること、しっかりした木割りであることから、「御成門」として造られたことがうかがわれる。

令和6年度練馬区登録（解除）文化財の概要



金乗院山門 1棟 練馬区錦二丁目4番 金乗院

形式は薬医門。一間一戸で、前方に本柱^{ほんぼしら}2本、後方に控柱^{ひかえぼしら}2本がある。本柱が門の中心線上から前方に出ている。屋根は切妻造り、棧瓦葺き^{さんかわらぶき}である。総高5.28m、桁行約3.064m（10.1尺）、梁間約1.818m（6尺）。

明治期の東京府文書（東京都公文書館所蔵）の記載、山門の柱・梁の状態から、築後100年以上経過しているものと判断される。

平成30年度に登録有形文化財としたが、山門の柱等の腐食により、所有者から建て替えの申し出があり、令和6年7月に登録解除申請書が提出された。

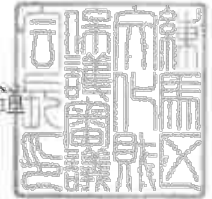


6 文保審第 5 号
令和 7 年 1 月 16 日

練馬区教育委員会 殿

練馬区文化財保護審議会

会長 副島 弘道



令和 6 年度練馬区指定・登録文化財について (答申)

令和 6 年 10 月 23 日付け、6 練地文第 517 号で諮問のあった令和 6 年度練馬区指定・登録文化財について、練馬区文化財保護条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、調査並びに審議した結果、下記のとおり答申します。

なお、文化財の説明書は、別紙のとおりです。

記

1 文化財を指定することについて

名称	三宝寺山門		
種別	有形文化財	員数	1 棟
所有者	宗教法人 三宝寺 (練馬区石神井台一丁目 15 番)		
所在地	練馬区石神井台一丁目 15 番 三宝寺		
審議結果	「基準」第 2 の 1 (1) イ 該当により指定に値する。		



2 登録文化財を解除することについて

名称	金乗院山門		
種別	有形文化財	員数	1棟
所有者	宗教法人 金乗院（練馬区錦二丁目4番）		
所在地	練馬区錦二丁目4番 金乗院		
審議結果	練馬区文化財保護条例第7条第2項により登録解除とする。		

令和6年度練馬区文化財保護審議会答申 説明書（別紙）

【指定】

1 名称および員数

三宝寺山門 1棟

2 種別

有形文化財

3 所有者

宗教法人 三宝寺（練馬区石神井台一丁目15番）

4 所在地

練馬区石神井台一丁目15番 三宝寺

5 構造および大きさ

木造、切妻造り、銅板瓦棒葺き。一間一戸、四脚門。桁行3.849m、梁間3.277m。

6 説明

(1) 概要

本山門は、一間一戸で、本柱2本に前後4本の袖柱を立てる四脚門で、左右に後補の袖塀をつけている。屋根は銅板瓦棒葺き、切妻造りで、鬼は銅板の叩き出しで大棟は高く、箕甲をつけている。棟、巴には井桁に三つきの寺紋をつけている。懸魚は鎚懸魚で、先は鱗目になっており、鱗、六葉は牡丹の葉で、門扉に合わせた彫刻がみられる。大斗の上、柱芯上の通肘木と丸桁の間にS字の支輪が設けられ、波が彫刻で描かれている。袖柱正面の木鼻に唐獅子、本柱妻面の木鼻に猿、袖柱妻面の木鼻に象の彫刻がみられる。

組物は、出三斗組である。正面、妻面ともに中備えには、出三斗の間に髷股を置く。両本柱をつなぐ冠木にあたる繫梁は虹梁とし、前後にある袖柱の間をつなぐ虹梁よりひと回り大きくしている。また、本柱と袖柱の柱頭を虹梁で繋ぎ装飾性を高めている。

扉は柱より内側に付き、上部は藁座で、下部は沓石と一体となった石の軸受け部で枢を受けている。扉を受ける方立、鼠走りには卍崩しの地紋彫りがあり、観音開きの戸には牡丹の彫刻がみられる。

江戸幕府の三代将軍徳川家光が狩猟の際に立ち寄った伝承があることに加え、一般的には使用されなかった檜材を用いていること、しっかりした木割りであることから、「御成門」として造られたことがうかがわれる。

また、江戸時代後期の社寺建築は、^{しらき}素木でありながらも装飾性豊かな彫刻等で全体を覆う傾向があり、本山門もその時代の特徴がみられる。

(2) 沿革

三宝寺(真言宗)は、応永元年(1394)に、現在地から約600m東にて草創し、文明9年(1477)の石神井城落城後に当地に移転したと伝えられる。文久3年(1863)、明治7年(1874)に火災にあっているが、二度の火災を免れた山門は本寺で最も古い建造物である。

なお、本寺は、区指定文化財「三宝寺の梵鐘」・「永享八年の^{よねんぶついたび}夜念仏板碑」、区登録文化財「^{みださんぞんらいごうがぞういたび}弥陀三尊来迎画像板碑」を所有している。

(3) 建築の年代

装飾性が豊かな社寺建築の特徴から、江戸時代後期と考えられる。

『三宝寺誌』によると、「棟札に記るされたところによれば、当寺第二十三^{ゆうせん}世宥泉が、檀家等の寄付によらず、布施等を貯蓄して、独力で再建したものである。文政十年七月二十六日に成り、二度の火災にもその難を免れ、当山第一の古建築であるばかりでなく、当地方では稀に見る傑れた山門である。」と記されている。以上のことから、文政10年(1827)に建築された可能性が高い。

(4) 保存状態

『三寶寺 六百年の歴史と文物』によると、昭和28年(1953)に軒先と小屋組の一部を取りかえたことが記されている。その後、屋根の葺き替えが行われている。なお、袖塀は大正～昭和初期の写真ではみられないため、後年設置したものと考えられる。

7 指定の理由

本山門は「御成門」であることを意識し、江戸時代後期の社寺建築の特徴である豊かな装飾性を有し、伝統を引き継いだ規矩術によって建てられた造りとなっており、歴史的・学術的価値が高いことから、指定文化財に相応しい。

8 指定基準

「練馬区文化財登録・指定基準」の第2「練馬区指定文化財」の1「練馬区指定有形文化財」の(1)「建造物」のイ「歴史的または学術的価値の高いもの」に該当する。

9 主要参考文献

伊郷吉信『練馬区登録有形文化財 三宝寺山門 歴史的建造物調査報告書』
(2024年9月調査)(未公刊)

平野 實『三宝寺誌』、1960年、亀頂山三宝寺
小峰一允編集『三寶寺 六百年の歴史と文物』、1996年、亀頂山密乗院三寶寺
東京都教育委員会『東京都の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書』135
頁、1989年
練馬区立石神井公園ふるさと文化館編『練馬の寺院』改訂、52・53頁、2012年

【登録（解除）】

1 名称および員数

金乗院山門 1棟

2 種別

有形文化財

3 所有者

宗教法人 金乗院 （練馬区錦二丁目4番）

4 所在地

練馬区錦二丁目4番 金乗院

5 登録（解除）の理由

本件は、平成30年度の登録有形文化財であるが、山門の柱等の腐食により、所有者から建て替えの申し出があり、登録解除申請書を受けたため、練馬区文化財保護条例第7条第2項の規定に基づき、登録を解除する。